

議案第 37 号

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年桐生市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「利率は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「年 3 パーセント」を「年 1.5 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 14 条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 15 条第 1 項本文中「半年賦」を「年賦、半年賦又は月賦」に改め、同条第 2 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 37 号 桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付要件及び償還方法について、所要の改正を行おうとするものです。